

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-33)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8,921	8,866	8,806	8,607
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	8,921	8,866	8,806	-
執行額(百万円)	8,893	8,793	8,719	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	① 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給					年度	○
		-						-	
		年度ごとの目標						-	
	② 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		-	91.2	90.9	89.4	91	89.5	80	
		年度ごとの目標値						80	
	③ 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	×
		-	81.2	82.7	82.4	81.9	64.1	80	
		年度ごとの目標値						80	
	④ 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	-
		-	83,279人 85.20%	83,265人 85.60%	82,373人 88.06%	集計中	-	60,000人 及び75%	
年度ごとの目標値							60,000人 及び75%		
⑤ 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	-	
	-	82,236人 86.78%	83,954人 85.10%	82,186人 85.30%	集計中	-	60,000人 及び75%		
	年度ごとの目標値						60,000人 及び75%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①公健法の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進等により、被認定者の補償給付を着実に支給し、目標を達成するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。 ②(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第四期中期目標及び第四期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標とし、当年度においても目標を達成した。 ③公健法第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により目標に達しなかった。 ④・⑤環境保健施策基礎調査のうち環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成することができた。
	施策の分析	①自治体による公害診療報酬明細書等の支払い等状況を集計・点検し、他自治体分も含めて各自治体にフィードバックすることによって、各自治体での円滑な制度運営に資するよう努めている。 ②公害健康被害予防事業については、当該事業を実施している(独)環境再生保全機構において、ぜん息等患者や地域住民、事業従事者等のニーズを踏まえた研修とするため、アンケート調査を実施し、その結果をカリキュラムの見直しに反映させている。 ③公害保健福祉事業として、(1)リハビリテーションに関する事業、(2)転地療養に関する事業、(3)家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、(4)家庭における療養の指導に関する事業、(5)インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業の5事業を43自治体で実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響で呼吸器疾患を基礎疾患に持つ被認定者の参加割合は64%にとどまった。 ④・⑤環境保健サーベイランス調査については、毎年継続的に3歳児調査(平成8年度～)及び6歳児調査(平成16年度～)の各6万人を超える調査対象者のぜん息等健康状態と大気汚染の関連を評価し、結果を公表をしている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 公健法の被認定者への公正な補償給付等、同法による健康被害予防事業の推進、環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めていくことが重要であり、今後も継続して施策を実施していく。 【測定指標】 上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による一部の測定指標を除き、目標を達成している。依然として被認定患者が多数存在すること、また、大気汚染等による健康被害を予防し、健康確保を図っていく必要があることから、本施策の必要性・重要性は高く、本施策の実施にあたっては、これまでの測定指標を継続していく。

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、大気汚染による健康影響の継続的監視を担う環境保健サーベイランス調査においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課保健業務室	作成責任者名	黒羽真吾(保健業務室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------------------	--------	--------------	----------	--------